安曇野市広告掲載取扱要綱施行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、安曇野市広告掲載取扱要綱(平成19年安曇野市告示第71号)の施行 について、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

- 第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、 広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならな い。
- 2 屋外において広告掲載を行う広告の内容及びデザインは、地域の特性と交通安全に配 慮すると共に、美観風致を阻害するものであってはならない。

(広告掲載への申込み等)

- 第3条 広告掲載について、直接市が申込みを受付ける場合は、広告掲載等申込書(様式 第1号)を利用するものとし、広告代理店によるものも含め、当該広告媒体所管課が窓 口となる。
- 2 広告掲載申込書による申込みの際には、広告内容のわかるものを同時に提出する。
- 3 物品等の購入に係る競争入札参加資格の審査申込み等をしていない広告申込者は、広告掲載申込書提出の際に、別表に定める書類を同時に提出するものとする。
- 4 同一年度内に同一広告媒体へ複数回の申込みをする場合、前2項に係る書類は省略することができる。
- 5 広告代理店等が掲載の受付を行った広告の広告主及び、市が直接申込みを受けた広告 主について、当該広告媒体所管課は市税等収納所管課へ納付状況等の照会を行うものと する。
- 6 広告媒体所管課は、課内で広告内容を検証のうえ、広告掲載審査委員会へ審査を求める。
- 7 広告媒体所管課は、広告掲載の可否及び寄付の適否についての結果を、広告掲載等決 定通知書(様式第2号)により申込み者へ通知するものとする。

(個別の基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、広告内容、デザイン、仕様等に関して、広告媒体 ごとに別途定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、 風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 占い又は運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生、更正手続き中の事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 国、地方公共団体、その他公共機関又は市と係争中の事案のある事業者
- (13) その他社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準の目安)

- 第6条 安曇野市広告掲載取扱要綱第3条の規定については、概ね次のとおりとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの(医療法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等)
 - イ 不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の制限に抵触するもの
 - ウ 長野県屋外広告物条例に規定される制限に抵触するもの
 - エ 無認可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスなどを提供するもの
 - オ いわゆるマルチ商法、SF商法等に関連するもの
 - カ 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 犯罪や暴力などの行為を肯定や美化するもの
 - イ 反社会的な行為を誘発したり助長するもの
 - ウ 非科学的又は迷信に類するもので社会不安を与えるおそれのあるもの
 - エ 個人、特定の企業等を誹謗中傷するもの
 - オ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
 - (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

- ア 過剰な利益追求を内容とするもの
- イ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- ウ 国、地方公共団体、その他公共機関又は市が広告主を支持、またはその商品やサ ービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - ア 公職選挙法に抵触するおそれのあるもの
 - イ 政党等の講演会等に関するもの
 - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - エ 宗教団体や特定の信仰などの布教推進を目的とするもの
 - オ 個人、法人等の名刺広告
 - カ 個人、団体等の主義主張に関するもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 残酷な描写や善良な風俗に反するような表現のもの
 - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ウ ギャンブル等を肯定するもの
 - エ 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (7) 市の美観風致を害するおそれのあるもの
 - ア 公衆に不快の念又は圧力、危害を与えるおそれのあるもの
 - イ 彩度の高い色や原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - ウ 景観と著しく違和感のあるもの
 - エ 美観を損ねるような著しくどぎついもの、形状のもの、大きさのもの
 - オ 他の法令や条例、計画、住民協定、地域のルールや慣習等で形成されてきた景観 や文化にそぐわないと判断されるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
 - ア 皇室関係の写真、紋章等を使用したもの
 - イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの又は、明らかに模倣、盗作とみなせる もの
 - ウ アマチュアスポーツ選手や各種競技団体役員等の氏名や写真を使用したもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告自体の内容が明確でないもの
- キ 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使ってあまりに大きく表示するよ うなもの
- ク 屋外広告に関しては、特に自動車等運転者の誤解を招く、あるいは注意力を引く などし、交通の安全を阻害するもの
- ケ ホームページへの広告に関しては、直接掲載される広告はもちろん、当該広告が リンクする広告主のWEBページについても、この基準を適用する。又、他のWEBペー ジを集合し、情報提供することを主目的としたWEBページが広告主となったような場 合も同様とする。

(表示上の個別基準)

- 第7条 広告媒体を所管する部署は、前条の目安と、広告の具体的な表示内容については 次の各号に掲げる事項及び新聞社等の掲載基準、関係所管課等からの意見を参考として 検討及び判断し、内容の訂正又は削除が必要な場合は、広告主に依頼する。
 - (1) 人材募集広告
 - ア 商品、材料、機材等の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
 - イ 売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
 - (2) 語学教室等

安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

- 例)「1ヶ月で確実にマスターできる。」等
- (3) 学習塾、予備校(専門学校を含む)等
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
 - イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施 設が不明確なものは掲載しない。
- (4) 外国大学の日本校
 - ア 当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない主旨を明確に表示すること。
- (5) 資格講座等
 - ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも 国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くよ うな表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。
 - イ 「行政書士講座」などの講座には、この講座だけで国家資格が取れるような紛ら

わしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

- ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (6) 病院、診療所、助産所
 - ア 医療法の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (7) 獣医師、動物病院
 - ア 獣医療法の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (8) 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
 - ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の 規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、 エステティック等)の広告は掲載しない。
- (9) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等(健康器具、コンタクトレンズ等)
 - ア 広告主は、薬事法、医薬品等適正広告基準、並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
- (10) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品等
 - ア 広告主は、薬事法、栄養改善法、食品衛生法、景品表示法、並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
- (11) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等
 - ア サービス全般(老人保健施設を除く)
 - (ア) 介護保険の保健給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区 別し、誤解を招くような表現を使用しない。
 - (イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者 名等に限る。
 - (ウ) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例) 「安曇野市事業受託事業者」等

イ 有料老人ホーム

前号に規定するもののほか、

- (ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守 し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全 て表示すること。
- (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正 取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。
- ウ 有料老人ホーム等の紹介業
 - (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者 名等に限る。
 - (イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (12) 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

- (13) 不動産事業
 - ア 不動産事業者広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
 - イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、 価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
 - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
 - エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
 - 例) 「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
- (14) 建築、建設、測量、設計事務所等

名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とする。

- (15) 弁護士、税理士、公認会計士等 名称、所在地、登録番号等一般的な事業案内とする。
- (16) 旅行業
 - ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
 - イ 不当表示に注意する。
 - 例)白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の「写真」使用等
- (17) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

- (18) 雑誌、週刊誌等
 - ア 適正な品位を保った広告であること。
 - イ 見出し、写真、表現については、青少年保護等の点で適正であり、不快感を与えないものであること。
 - ウ 特に犯罪被害者やタレントなど有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現であること。
 - エ 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連したものは、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (19) 映画、興行等
 - ア 暴力やとばく、麻薬等法律に反する行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - イ 内容を極端にゆがめたり、一部を誇張したような表現等は使用しない。
 - ウ ショッキングなデザインや、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示する。
- (20) 古物商、リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
 - 例) 「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等
- (21) 結婚相談所、交際紹介業等
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (22) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。
- (23) 募金等
 - ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可を受けていること。
 - イ 下記の主旨を明確に表示すること。

- 例) 「○○募金は、△△の許可を受けた募金活動です。」等
- (24) 質屋、チケット等再販売業等
 - ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
 - 例) 「○○○のバッグ50,000円」「航空券 東京~福岡15,000円」等
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (25) トランクルーム及び貸し収納業者等
 - ア 「トランクルーム」については国土交通省の規制に基づく適正業者(認定マーク付き)であること。
 - イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、 下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

- (26) ダイヤルサービス
 - ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
- (27) ウィークリーマンション等 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (28) その他、表示について注意を要すること
 - ア 割引価格の表示
 - 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
 - 例)「メーカー小売希望価格の30%引き」等
 - イ 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加、体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

- 例) 「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等
- エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
 - (ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡 先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは 認めない。
 - (イ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表 者名を明記する。
- 才 肖像権、著作権

無断使用がないこと。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認の必要がある。)

- 例) 「メーカー希望価格の50%引き」等(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)
- キ 個人輸入代行業等の個人営業広告
- ク アルコール飲料
 - (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること
 - 例) 「お酒は20歳を過ぎてから」等
 - (イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止
 - 例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等

附則

- この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 登記簿謄本(法人の場合) 1部
- 2 住民票の写し(個人の場合) 1部
- 3 直近の決算報告書(個人の場合は、貸借対照表及び収支計算内訳書) 1部

安曇野市広告掲載等申込書

		年	月	日
安曇野市長	様			

申 込 者 住 所 氏 名 Tel Fax

担当者連絡先

安曇野市広告掲載取扱要綱施行基準第3条第1項の規定により、広告掲載・広告掲載物 の寄付について、下記の条件を確認し、原稿案を添えて申し込みます。

記

- 1 条件 広告媒体所管課が市税等の納付状況を調査することに同意します。 (安曇野市外の事業者の場合、市税等の納税証明書を添付します。)
- 2 申請する広告の内容
- 3 掲載希望期間等
- 4 広告の掲載場所等

安曇野市広告掲載等決定通知書

	文書番号			
	入自由力	年	月	日
		+	Л	Н
様				
	安曇野市長			
年 月 日付け申込みのありました広告掲載等申	ひみに関し	ては、ど	欠のと	おり
決定しましたので、安曇野市広告掲載取扱要綱施行基準第3	条第7項に	より通	知しま	きす。
⇒ 1				
記				
1、決定の内容				
掲載します・掲載しません				
受付します・受付しません				
2、掲載(受付)しない場合の理由				
3、掲載(受付)に当たっての注意事項				